

## 平成31年、令和元年度 所定疾患施設療養費算定状況

平成24年4月の介護報酬改定により介護老人保健施設において、ご利用者様のニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾患を発症した場合における施設内での対応について下記のような条件を満たした場合に評価されることとなりました。当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、ご利用者様の健康や安心に繋げていきたいと考えており、厚生労働省が定める基準に基づき、毎年、前年度の算定条件を報告・公表して参ります。

平成31年度所定疾患施設療養費算定状況（平成31年4月～令和2年3月）

主な検査・治療内容

|      |      |  |
|------|------|--|
| 肺炎   | 検査内容 | 胸部X線写真、胸部CT、血液検査、酸素飽和度                               |
|      | 治療内容 | 投薬：カロナール・レボフロキサシン<br>点滴：ピペラシリン                       |
| 尿路感染 | 検査内容 | 検尿、尿培養、血液検査  |
|      | 治療内容 | 投薬：カロナール・バナン・バクタ・レボフロキサシン<br>点滴：ピペラシリン・ホスミシン・セフメタゾール |
| 带状疱疹 | 検査内容 |  |
|      | 治療内容 | 投薬：軟膏・ピタラビン<br>点滴：アシクロビル                             |

※厚生労働省の規定に基づき、下記の通り所定疾患施設療養費の算定状況を公表します。

|      |      | H31年4月 | R1年5月 | R1年6月 | R1年7月 | R1年8月 | R1年9月 | R1年10月 | R1年11月 | R1年12月 | R2年1月 | R2年2月 | R2年3月 | 合計  |
|------|------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-----|
| 肺炎   | 人数   | 3      | 2     | 2     | 4     | 5     | 1     | 2      | 2      |        |       |       |       | 21  |
|      | 治療日数 | 20     | 11    | 12    | 21    | 33    | 2     | 12     | 14     |        |       |       |       | 125 |
| 尿路感染 | 人数   |        | 2     | 3     | 2     | 2     | 3     | 1      |        |        |       |       | 1     | 14  |
|      | 治療日数 |        | 12    | 21    | 13    | 4     | 18    | 1      |        |        |       |       | 7     | 76  |
| 带状疱疹 | 人数   |        |       |       |       |       |       |        | 1      | 1      |       |       | 2     | 4   |
|      | 治療日数 |        |       |       |       |       |       |        | 1      | 4      |       |       | 12    | 17  |

※参考 算定要件

- 1： 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要となったご利用者様に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に一回に連続する7日を限度として月一回に限り算定するものであるため、一月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
- 2： 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定できないこと。

- 3： 所定疾患施設療養費の対象となるご利用者様の状態は次のとおり。
- イ.肺炎
  - ロ.尿路感染症
  - ハ.带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
- 4： 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診療録に記載しておくこと。
- 5： 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- 6： 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の加算状況を報告すること。